

最上町訓令第46号

令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年6月9日

最上町長 高橋 重美

令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響で厳しい状況が続く町内飲食店に対して、事業者の売上に直結させ地域経済を支援することを目的とし、町内飲食店の利用促進する事業を行う団体に対して、最上町補助金等の適正化に関する規則(昭和47年3月20日規則第2号)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 町内飲食店の利用促進につながるクーポン発行等を主体とした活性化事業

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、補助事業に要する経費及び補助事業の実施に必要な事務経費とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、町長が定める日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条による補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、事業実施者に通知するものとする。

(経費の配分又は事業の内容の変更)

第6条 事業実施者は、経費の配分又は事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 事業に要する経費の30%を超える増減を伴わない経費の配分の変更
- (2) 事業目的の達成に支障がないと認められる場合の事業の内容の変更

(状況報告)

第7条 事業実施者は、補助事業の遂行に関し町長の要求があったときは、速やかに事業状況報告書を提出しなければならない。

(概算払い)

第8条 町長は必要と認めたときは、補助金の概算払いをすることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定にかかる年度の3月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

(補助金額の確定及び交付)

第10条 町長は、補助事業実績報告書の提出があったときは、その内容の審査に加え、現地調査又は領収書等の証拠書類により補助事業の執行状況を確認のうえ補助金額を確定し、補助金を交付する。

(帳簿等の整備)

第11条 事業実施者は、事業実施に係る収支を記載した帳簿を備え、かつその証拠となる書類を整備し、補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年6月9日から施行する。

令和 年 月 日

最上町長 高橋 重美 殿

申請者 住 所
事業所（団体）名
代 表 者 名 ⑩

令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金交付申請書

令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金を交付されるよう、最上町補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により関係書類を添付して申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 補助事業期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで
- 3 関係添付書類 (1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) その他

その他とは、特に町長が必要と認めた書類

事業計画書

1 事業目的

2 事業内容

3 事業主体

4 事業期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 助成金額

円

令和 年 月 日

最上町長 高橋 重美 殿

申請者 住 所
事業所（団体）名
代 表 者 名 ⑩

令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け最商工第 号をもって、補助金の交付決定通知のあった令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業について、最上町補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により、関係書類を添付して報告します。

記

- 1 補助金交付額 円
- 2 事業実施期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで
- 3 関係添付書類 (1) 事業実績報告書
(2) 収支決算書
(3) その他

その他とは、特に町長が必要と認めた書類

番 号
令和 年 月 日

申請者 住 所
事業所（団体）名
代 表 者 名

最上町長 高橋 重美 印

令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業について、最上町補助金等の適正化に関する規則第6条ならびに令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- （1）最上町補助金等の適正化に関する規則（昭和47年規則第2号）ならびに令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金交付要綱に定めるところに従うものとする。
- （2）申請した内容に変更が生じる場合は、直ちに報告するものとする。

令和 年 月 日

最上町長 高橋 重美 殿

申請者 住 所
事業所（団体）名
代 表 者 名 ⑩

令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金事業計画中止・変更承認申請書

令和 年 月 日付け最商工第 号で交付決定通知のあった令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金について、令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助事業を変更したいので承認されたく申請します。

記

1. 補助事業計画中止・変更の内容

2. 補助事業計画中止・変更の理由

3. 補助事業計画費の変更内容

	事業費	補助対象事業費	町補助金	自己負担	その他
変更前	円	円	円	円	円
変更後	円	円	円	円	円

4. その他参考資料

- ・事業計画を変更した場合は変更後の実施計画書
- ・事業計画費の変更に係る見積書及び内訳書の写し

番 号
令和 年 月 日

申請者 住 所
事業所（団体）名
代 表 者 名

最上町長 高橋 重美 印

令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金事業計画中止・変更承認書

令和 年 月 日付けで計画中止・変更承認申請のあった令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金について、令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 事業計画中止・変更承認内容

- 2 交付の条件
 - (1) 令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金交付要綱に定めるところに従うものとする。
 - (2) 内容に変更が生じる場合は、直ちに報告するものとする。

番 号
令和 年 月 日

申請者 住 所
事業所（団体）名
代 表 者 名

最上町長 高橋 重美 印

令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け最商工第 号で交付決定した令和7年度物価高騰対応飲食店
利用促進事業補助金について、最上町補助金等の適正化に関する規則第15条ならびに令和
7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のと
おり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

令和 年 月 日

最上町長 高橋 重美 殿

申請者 住 所
事業所（団体）名
代 表 者 名

⑨

令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金（概算払い）交付請求書

令和 年 月 日付けで最商工第 号で交付決定を受けた令和7年度物価高騰対応飲食店利用促進事業補助金について、同交付要綱第8条規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 _____ 円

(交付決定額 _____ 円 補助金既受領額 _____ 円)

2. 概算払いを必要とする理由（額の根拠も含める）※概算払いの場合のみ記入

3. 振込先

金融機関名 _____

支 店 名 _____

預 金 種 別 _____

口 座 番 号 _____

フリガナ _____

口 座 名 義 _____